

## 第13回豊島事業関連施設の撤去等検討会次第

日時 令和3年11月26日（金）14時00分～

### I. 開会

### II. 審議・報告事項

1. 令和3年度に実施あるいは検討する撤去工事等の概況（その4）（報告）
2. 令和3年度に実施する撤去工事の施工状況（報告）
3. 令和3年度に実施する撤去工事等に関する手続き状況と実施計画書（案）の作成（その3）（審議）
  - ⑨遮水機能の解除関連工事並びに②遮水壁近傍地下水の集水・貯留・送水施設の撤去工事 —

### III. 閉会

## 令和 3 年度に実施あるいは検討する撤去工事等の概況（その 4）

### 1. 概要

令和 3 年度の豊島廃棄物等処理施設撤去等事業のうち撤去検討会所掌分については、第 9 回撤去検討会（R3. 3. 25Web 開催）、第 11 回豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会（R3. 3. 25Web 開催）及び第 12 回同委員会（R3. 8. 19Web 開催）において審議・承認いただき、実施している。以下にこれまでの実施状況を示す。

### 2. 令和 3 年度の豊島廃棄物等処理施設撤去等事業（撤去検討会関係）の実施状況

#### 2. 1 豊島内関連施設の撤去についての第Ⅱ期工事に関する実施計画の検討

令和 3 年度から豊島内関連施設の撤去に関する第Ⅱ期工事を実施しており、これらの工事について、基本計画書及び／あるいは実施計画書\*の審議・了承を経て実際の工事を行う。なお、施設番号は第 12 回フォローアップ委員会資料Ⅱ/1 に記載のものであり、常にこの施設番号を使用する。

※ 実施計画書のみで対応するのは、県が実施する一般土木工事に対してであり、「豊島廃棄物等処理施設撤去等事業における一般的な工事の実施にあたっての手続き」（第 11 回フォローアップ委員会 R3. 3. 25）で規定されている。

#### （1）①-1 処分地内の雨水の集水・貯留・排除施設（処分地進入路の排水路、承水路、承水路下トレンチドレーン、沈砂池 1・2）並びに⑦処分地外周からの雨水の集水・排除施設（上流側の排水路）の撤去工事

上記については、第 10 回撤去検討会（R3. 5. 21Web 開催）にて基本計画書を、第 18 回地下水検討会（R3. 6. 22Web 開催）にて雨水等の地下水浄化への活用策を、第 11 回撤去検討会（R3. 7. 15Web 開催）にて実施計画書を審議・了承いただき、撤去工事に着手している。現況はⅡ/2 で報告する。

#### （2）③-2 その他地下水の集水・貯留・送水施設（集水井）、④高度排水処理施設及び関連施設、⑤簡易地下水処理施設、①-4 処分地内の雨水の集水・貯留・排除施設（西井戸）並びに⑥-4 その他施設（高度排水処理施設周辺の処分地内道路）の撤去工事

上記については、第 11 回撤去検討会（R3. 7. 15Web 開催）にて基本計画書を、第 12 回撤去検討会（R3. 9. 26Web 開催）にて実施計画書を審議・了承いただき、撤去工事に着手している。現況はⅡ/2 で報告する。

#### （3）②遮水壁近傍地下水の集水・貯留・送水施設の撤去工事並びに⑨遮水機能の解除関連工事

上記については、第 12 回撤去検討会（R3. 9. 26Web 開催）にて基本計画書を審議・了承いただき、本検討会にて実施計画書をⅡ/3 で審議いただく。

#### （4）⑥-2 その他施設（ベルトコンベア、⑥-3 その他施設（専用栈橋）の撤去工事

上記については、第 12 回撤去検討会（R3. 9. 26Web 開催）にて基本計画書を審議・了承いただき、次回以降の撤去検討会にて実施計画書を審議いただく予定としている。

#### 2. 2 第Ⅱ期工事の撤去手順の見直し

上記については、第 12 回撤去検討会（R3. 9. 26Web 開催）において、見直しについての審議・了承を得ており、現時点で変更はない。今後、進捗状況等を踏まえて、適宜、見直しを行う。

### 2.3 解体撤去物の搬出計画の策定

上記については、第12回撤去検討会（R3.9.26Web開催）において、審議・了承を得ており、現時点で変更はない。今後、進捗状況等を踏まえて、適宜、見直しを行う。

3. 令和3年度の実施状況（令和3年11月26日時点）

—— 実施の工程 — — 検討中の工程

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
豊島事業関連施設の撤去検討会の開催			●		●		●		●		仮●		仮●
豊島内関連施設の撤去に関する第Ⅱ期工事		第Ⅱ期工事の実施											
① 処分地内の雨水の集水・貯留・排除施設	1 沈砂池等	基本計画書の作成・審議			実施計画書の作成・審議			撤去工事の実施					
	4 西井戸	基本計画書の作成・審議			実施計画書の作成・審議			撤去工事の実施					
② 遮水壁近傍地下水の集水・貯留・送水施設		基本計画書の作成・審議			基本計画書の作成・再審議		実施計画書の作成・審議		撤去工事の実施				
③ その他地下水の集水・貯留・送水施設	2 集水井	基本計画書の作成・審議			実施計画書の作成・審議			撤去工事の実施					
④ 高度排水処理施設関連施設		基本計画書の作成・審議			実施計画書の作成・審議			撤去工事の実施					
⑤ 簡易地下水処理施設		基本計画書の作成・審議			実施計画書の作成・審議			撤去工事の実施					
⑥ その他施設	2 ベルトコンベア	基本計画書の作成・審議				実施計画書の作成・審議				撤去工事の実施			
	3 専用棧橋	基本計画書の作成・審議				実施計画書の作成・審議							
	4 処分地内道路 高度排水処理施設周辺	基本計画書の作成・審議			実施計画書の作成・審議			撤去工事の実施					
⑦ 処分地外周からの雨水の集水・排除施設		基本計画書の作成・審議			実施計画書の作成・審議			撤去工事の実施					
⑨ 遮水機能の解除関連		具体的な実施方法等の検討・審議			基本計画書の作成・審議		実施計画書の作成・審議		遮水機能の解除工事の実施				
⑩ 処分地の整地関連		具体的な実施方法の検討											
解体撤去物の搬出計画の策定						搬出計画の作成・審議		進捗状況等を踏まえて、適宜、修正					
第Ⅱ期工事の撤去手順						撤去手順の修正・審議		進捗状況等を踏まえて、適宜、修正					

令和 3 年度に実施する撤去工事等の施工状況

1. 概要

今年度実施している撤去工事の施工状況について報告する。

2. 手続き状況

豊島事業関連施設の撤去等検討会にて実施計画書の審議が終了している各工事の手続き状況は、表 1 のとおりである。なお、該当施設の位置等については別紙に示す。

表 1 実施計画書の審議が終了している各工事の手続き状況等

手続き事項		手続きの行程	
対象施設		処分地内進入路の排水路 承水路 承水路下トレンチドレーン 沈砂池 1 沈砂池 2	外周排水路
施設番号		①-1,-2,-3,-5,-6	⑦
撤去等の実施事業者		(有)高橋建設	(株)野村組
工期		R3.6.4~R4.2.4	R3.6.4~R4.1.14
手 続 き の 状 況	基本計画書の審議	第 10 回豊島事業関連施設の撤去等検討会にて審議済み	
	発注仕様書の作成	R3.5 土木工事共通仕様書により発注	R3.5 土木工事共通仕様書により発注
	入札公告	R3.5.21	R3.5.21
	実施事業者の決定	R3.6.1	R3.6.1
	実施計画書の審議	第 11 回豊島事業関連施設の撤去等検討会にて審議	

手続き事項		手続きの行程		
対象施設		集水井	高度排水処理施設関 連施設 簡易地下水処理施設	西井戸 処分地内道路
施設番号		③-2	④、⑤	①-4、⑥-4
撤去等の実施事業者		青葉工業(株)	(株)合田工務店	(有)東口組
工期		R3.9.6~R4.3.28	R3.9.7~R4.3.31	R3.9.1~R4.3.28
手 続 き の 状 況	基本計画書の審議	第 11 回豊島事業関連施設の撤去等検討会にて審議済み		
	発注仕様書の作成	R3.7 土木工事共通仕様書 により発注	R3.7 建築物解体工事共通 仕様書により発注	R3.7 土木工事共通仕様書に より発注
	入札公告	R3.7.19	R3.7.21	R3.7.26
	実施事業者の決定	R3.8.25	R3.9.1	R3.8.24
	実施計画書の審議	第 12 回豊島事業関連施設の撤去等検討会にて審議		

(注) 施設番号は別紙を参照。

### 3. 各工事の施工状況

#### (1) ①-1, -2, -3, -5, -6 処分地内の雨水の集水・貯留・排除施設（処分地進入路の排水路、承水路、承水路下トレンチドレーン、沈砂池1・2）の撤去工事

処分地進入路の排水路及び沈砂池1・2、承水路の撤去を完了しており、安全管理上の整地作業を進めている。

表2 撤去工事の実施スケジュール（実績 ←→ 予定 ←----→）

内容	施工期間									
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	
実施計画書等の作成等	←→									
構造物撤去工										
沈砂池1					←→					
沈砂池2		←→								
承水路		←→								
U型水路				←→						
連通管				←→						
コンクリート塊等の 分別・保管・搬出				←→		←----→				
整地工					←→	←→				
片付工								←----→		



写真1 沈砂池1の撤去後の状況



写真2 承水路の撤去後の状況



写真3 処分地進入路の排水路及び沈砂池2の撤去後の状況

(2) ⑦処分地外周からの雨水の集水・排除施設（上流側の排水路）の撤去工事  
 上流側の排水路の撤去作業を進めている。

表3 撤去工事の実施スケジュール（実績 ←→ 予定 ←---▶）

内容	施工期間								
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
実施計画書等の作成等	←→								
構造物撤去工									
外周排水路				←→	←→	←→			
コンクリート塊の 分別・保管・搬出				←→	←→	←→	←---▶		
足場工			←→	←→	←→	←→			
雨水導水工		←→				←→			
片付工								←→	



写真4 上流側の排水路（西側）の撤去



写真5 上流側の排水路（東側）の撤去後の状況

(3) ③-2 その他地下水の集水・貯留・送水施設（集水井）の撤去工事

集水井内の水を貯留トレンチに排水し、足場を組み、集水ボーリングの撤去を進めている。

表4 撤去工事の実施スケジュール（実績 ←→ 予定 ←---→）

内容	施工期間						
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
実施計画書等の作成等	←→						
構造物撤去工							
集水井					←---→		
集水ボーリング		←→	←---→				
コンクリート塊等の分別・保管・搬出					←---→		
整地工						←→	
片付工							←---→



写真6 集水井の換気



写真7 集水井内の作業

(4) ④高度排水処理施設及び関連施設並びに⑤簡易地下水処理施設の撤去工事

高度排水処理施設については、外壁の石綿除去の足場設置と並行して、内装材等の解体を進めている。簡易地下水処理施設については、配管の撤去作業を進めている。

また、高度排水処理施設及び簡易地下水処理施設の撤去工事の前に行うこととしていた各槽の内部の洗浄および汚泥の除去については、「高度排水処理施設の洗浄方法とその工程の手順(第11回撤去検討会 R03. 7. 15 開催)」並びに「簡易地下水処理施設の洗浄方法とその工程の手順(同上)」に基づき令和3年9月10日から実施し、同10月29日に完了した。当該洗浄作業後には洗浄廃水の水質計測を行い、高度排水処理施設については表6、簡易地下水処理施設では表7に示すとおり、上述の手順に定められた5物質について排水基準を満たすことを確認し、洗浄を完了した。なお、洗浄作業の実施結果については、委託業者からの正式報告を受けた後に整理し、本検討会で報告する。

表5 撤去工事の実施スケジュール (実績 ←→ 予定 ←----→)

内容	施工期間						
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
実施計画書等の作成等	←→						
仮設工			←→	←----→	←----→	←----→	←----→
石綿除去工			←→	←----→			
内装材等解体工			←→	←----→			
躯体等解体工			←→	←----→	←----→	←----→	←----→
コンクリート塊等の分別・保管・搬出			←→	←----→	←----→	←----→	←→
整地工							←→
片付工							←→



写真8 内装材等の解体



写真9 石綿除去の足場の設置

表6 高度排水処理施設の各工程の洗浄廃水の測定結果

区画名	原水調整槽	凝集沈殿 処理設備等	汚泥処理 設備	その他の 処理設備※	管理基準
採取月日	R3.10.7	R3.10.1	R3.10.14	R3.10.20	
化学的酸素要求量 (COD)	9.1	7.4	7.0	6.0	30
トリクロロエチレン	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1
クロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02
シス-1,2-ジクロロエチレン	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	0.4
ベンゼン	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1
1,4-ジオキサン	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	0.5

※ その他の処理設備には、ダイオキシン類分解処理設備、活性炭吸着処理設備、キレート吸着処理設備、処理水放流設備があり、試料採取は最終段の処理水放流設備で実施した。

表7 簡易地下水処理施設の各工程の洗浄廃水の測定結果

区画名	原水槽	凝集膜分離 装置	加圧浮上 装置※	活性炭 吸着塔	管理基準
採取月日	R3.10.21	R3.10.22	R3.10.21	R3.10.26	
化学的酸素要求量 (COD)	11	6.7	10	2.9	30
トリクロロエチレン	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1
クロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02
シス-1,2-ジクロロエチレン	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	0.4
ベンゼン	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1
1,4-ジオキサン	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	0.5

※ 加圧浮上装置は槽内を洗浄済みであったが、確認のため測定を実施した。

(5) ①-4 処分地内の雨水の集水・貯留・排除施設（西井戸）並びに⑥-4 その他施設（高度排水処理施設周辺の処分地内道路）の撤去工事

高度排水処理施設の撤去工事と、施工ヤードが重複するため、工程調整を行っており、外壁の石綿除去の足場が解体された後、コンクリート擁壁の取り壊しに着手する。

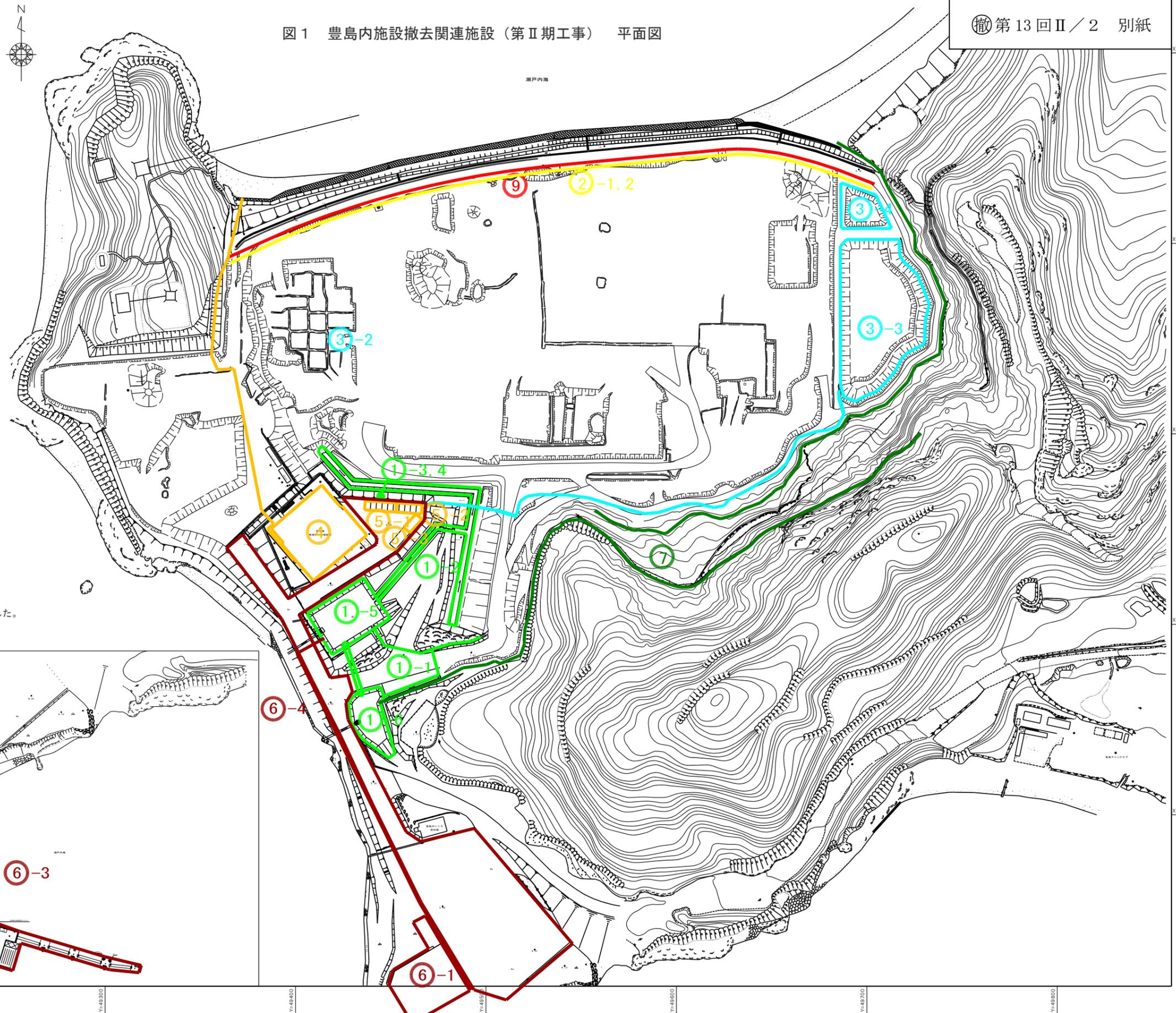
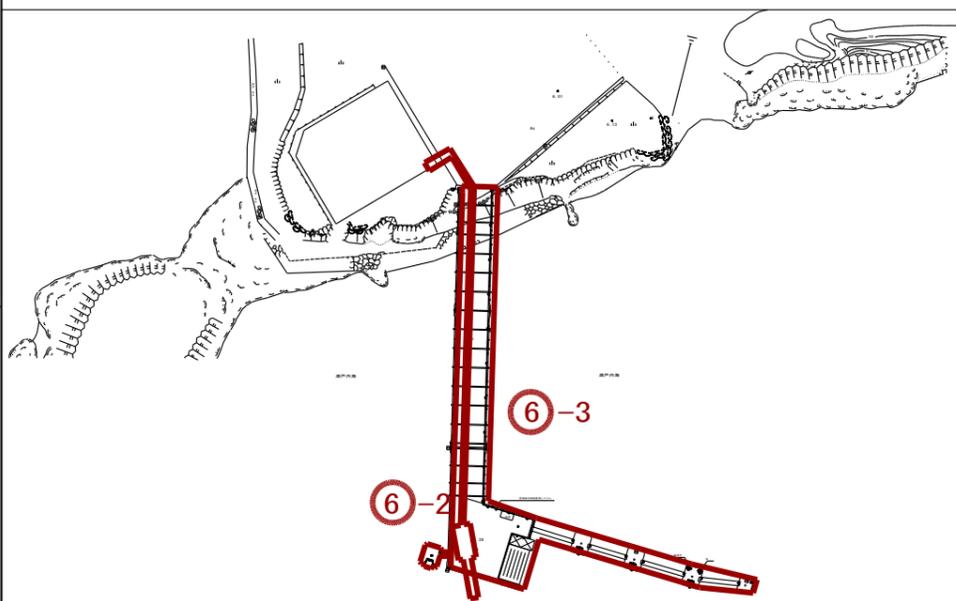
表8 撤去工事の実施スケジュール（実績 ←→ 予定 ←---→）

内容	施工期間						
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
実施計画書等の作成等	←→		→				
構造物撤去工							
処分地内道路			←---→				
西井戸					←---→		
コンクリート塊等の分別・保管・搬出					←---→		
整地工					←---→		
片付工							←---→

図1 豊島内施設撤去関連施設（第Ⅱ期工事） 平面図

施設等の役割	番号	施設等の名称
① 処分地内の雨水の集水・貯留・排除	①-1	処分地進入路の排水路
	①-2	承水路
	①-3	承水路下トレンチドレーン
	①-4	西井戸
	①-5	沈砂池1
	①-6	沈砂池2
② 遮水壁近傍地下水の集水・貯留・送水	②-1	トレンチドレーン
	②-2	北揚水井
③ その他地下水の集水・貯留・送水	③-1	揚水井
	③-2	集水井
	③-3	貯留トレンチ
	③-4	新貯留トレンチ
④ 高度排水処理施設関連	④	高度排水処理施設
⑤ 簡易地下水処理	⑤-1	加圧浮上装置
	⑤-2	凝集膜分離装置
	⑤-3	活性炭吸着塔
⑥ その他	⑥-1	積替え施設
	⑥-2	ベルトコンベア
	⑥-3	専用棧橋
	⑥-4	処分地内道路
⑦ 処分地外周からの雨水の集水・排除	⑦	外周排水路
⑧ 地下水の観測	⑧	観測井
⑨ 遮水機能の解除関連	⑨	遮水壁
⑩ 処分地の整地関連	⑩	処分地内整地

※揚水井、観測井、整地関連については、表示を割愛した。



令和 3 年度に実施する撤去工事等に関する手続き状況と実施計画書（案）の作成（その 3）

— ⑨遮水機能の解除関連工事並びに②遮水壁近傍地下水の集水・貯留・送水施設の撤去工事 —

1. 概要

⑨遮水機能の解除関連工事並びに②遮水壁近傍地下水の集水・貯留・送水施設の撤去工事については、基本計画書(案)を第 12 回撤去検討会（R3. 9. 26Web 開催）にて審議・承認いただき、入札を実施し、受注者を決定したところである。

今回、実施計画書(案)を審議いただき、承認後、撤去工事に着手する。

2. これまでの手続き状況

上記の手続きの状況は、表 1 のとおりである。

表 1 手続き状況等

手続き事項		手続きの行程
施設番号		②、⑨
撤去等の実施事業者		株式会社 田中海事
工期		R3. 11. 4～R4. 3. 28
手続きの状況	基本計画書の審議	第 12 回豊島事業関連施設の撤去等検討会にて審議済み
	発注仕様書の作成	R3. 9 土木工事共通仕様書により発注
	入札公告	R3. 9. 28
	実施事業者の決定	R3. 10. 27
	実施計画書の審議	第 13 回豊島事業関連施設の撤去等検討会にて審議

3. 実施計画書（案）の作成

実施計画書(案)とその概要については、以下に示す。

- ・ II / 3 (1) ⑨遮水機能の解除関連工事並びに②遮水壁近傍地下水の集水・貯留・送水施設の撤去工事に関する実施計画書(案)の概要
- ・ II / 3 (2) ⑨遮水機能の解除関連工事並びに②遮水壁近傍地下水の集水・貯留・送水施設の撤去工事に関する実施計画書(案)

## ⑨遮水機能の解除関連工事並びに②遮水壁近傍地下水の集水・貯留・送水施設の撤去工事に関する実施計画書(案)の概要

### 1. 工事の基本方針

本工事は、豊島廃棄物等処理事業の共通理念である「共創」の思想で実施する。これまでの姿勢を踏襲し、「今後の豊島廃棄物等処理関連施設の撤去等に関する基本方針（令和2年11月3日策定）」に従い実施するものである。

### 2. 工事概要

⑨遮水機能の解除関連工事並びに②遮水壁近傍地下水の集水・貯留・送水施設の撤去工事については、「令和3年度に実施する撤去工事等に関する基本計画書(案)の概要（その3）（撤第12回Ⅱ/4）」で審議・了承されたとおり、一括して施工する。

撤去工事伴う廃棄物と数量は以下のとおりである。なお、遮水機能の解除工事に伴い発生する残土は、処分地内に仮置きし、整地等で再利用する。

表1 撤去対象物及び発生する廃棄物と数量

施設番号	撤去対象物	概算重量	発生する廃棄物
②-1	トレンチドレーン	3,200 t	砕石
②-2	北揚水井	40 t	コンクリート塊
⑨	遮水壁鋼矢板、新設鋼矢板*	1,160 t	金属類
	擁壁、笠コンクリート及び水路	670 t	コンクリート塊
	アスファルト舗装	200 t	アスファルト・コンクリート塊

\*最長で15mの鋼矢板が発生。ダンプトラック等への積載時に小割が必要なものについては、処分地からの搬出までに切断する。

### 3. 工事工程表

処分地内で行われる他の撤去工事と必要に応じて工程調整を行い、令和4年3月末までに完了させる。ただし、表2に示す実施スケジュールは、通常の工法で遮水鋼矢板等が引抜ける場合を想定したものであり、後段の施工方法で示す、施工時の工夫が必要となった場合等については、施工期間を延長することがある。

表2 撤去工事の実施スケジュール（実績 ←→ 予定 ←---→）

内容	施工期間						
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
実施計画書等の作成等	←→						
資機材の搬入・準備等		←---→					
構造物撤去工							
アスファルト舗装等			←---→				
トレンチドレーン			←---→		←---→		
送水管				←---→			
北揚水井				←---→			
遮水壁（遮水鋼矢板及び新設鋼矢板）				←---→		←---→	
コンクリート塊等の分別・保管・搬出			←---→		←---→		
作業土工（作業ヤードの整地、整形等）			←---→		←---→		
片付工						←---→	

#### 4. 施工方法

遮水機能の解除関連工事並びに遮水壁近傍地下水の集水・貯留・送水施設の撤去工事については、「遮水機能の解除工事に係るガイドライン（令和3年8月19日策定）」及び「遮水機能の解除工事マニュアル（令和3年8月19日策定）」に基づき遮水壁（既設鋼矢板及び新設鋼矢板）の引抜きを実施するとともに、「今後の豊島廃棄物等処理関連施設の撤去等に関する基本方針（令和2年11月3日策定）」及び「今後の豊島廃棄物等処理関連施設の撤去等に関する基本計画（令和3年3月25日策定）」等に従い、遮水壁の引抜きやトレンチドレーン砕石等の撤去を行う。なお、引抜きの開始には県の監督員及び撤去検討会委員の専門家が立会し、その際の指導・助言も踏まえてその後の引抜きを行う。また、マニュアルに示された施工フロー（図1）のうち、専門家による引抜き不可の確認（⑦）のあった鋼矢板が存置する場合には、県は水収支モデルを用いて地下水位の上昇や地下水浄化の視点からの確認・検討を行ったうえで、本検討会で審議し（⑧）、削孔による遮水機能の解除を行う必要が認められた場合には、別途、削孔による遮水機能の解除工事の基本計画書及び実施計画書の審議を行う。

発生する砕石、コンクリート塊及び金属類等は、「第Ⅱ期工事等における設備等の解体・分別マニュアル（令和3年3月25日策定）」に従って適切に分別保管し、「第Ⅱ期工事等における施設の解体撤去物等の海上輸送マニュアル（令和3年9月26日策定）」に基づき、豊島専用栈橋からガット船等にて島外搬出し、産業廃棄物処理業者に処理委託し原則として有効利用する。なお、搬出量が少量であって、搬出時期・処分先の違いによって他工事との調整がつかない場合には、トラックにより家浦港からフェリーにて島外へ搬出を行うこともある。

また、トレンチドレーン砕石の搬出にあたりベルトコンベアを使用する際には、「汚染土壌搬出設備（ベルトコンベア）運転・維持管理マニュアル（平成26年3月23日策定）」に基づき、使用するものとする。

作業時の排水については、「豊島廃棄物等処理施設撤去等事業豊島処分地の水管理マニュアル（令和3年10月28日策定）」に基づき、処分地内の浸透池等に導水し、地下水の浄化に活用する。

## 【全体施工フロー】

遮水機能の解除工事に係る施工手順は以下のとおりであり、そのうち⑧については、県は水収支モデルを用いて地下水位の上昇や地下水浄化の視点からの確認・検討を行ったうえで、撤去検討会で審議する。また、工事の完了については、撤去検討会委員あるいは技術アドバイザーによる現地での視察・確認を受け、了承されたことをもって完了とする。その際、豊島住民会議も同行する。

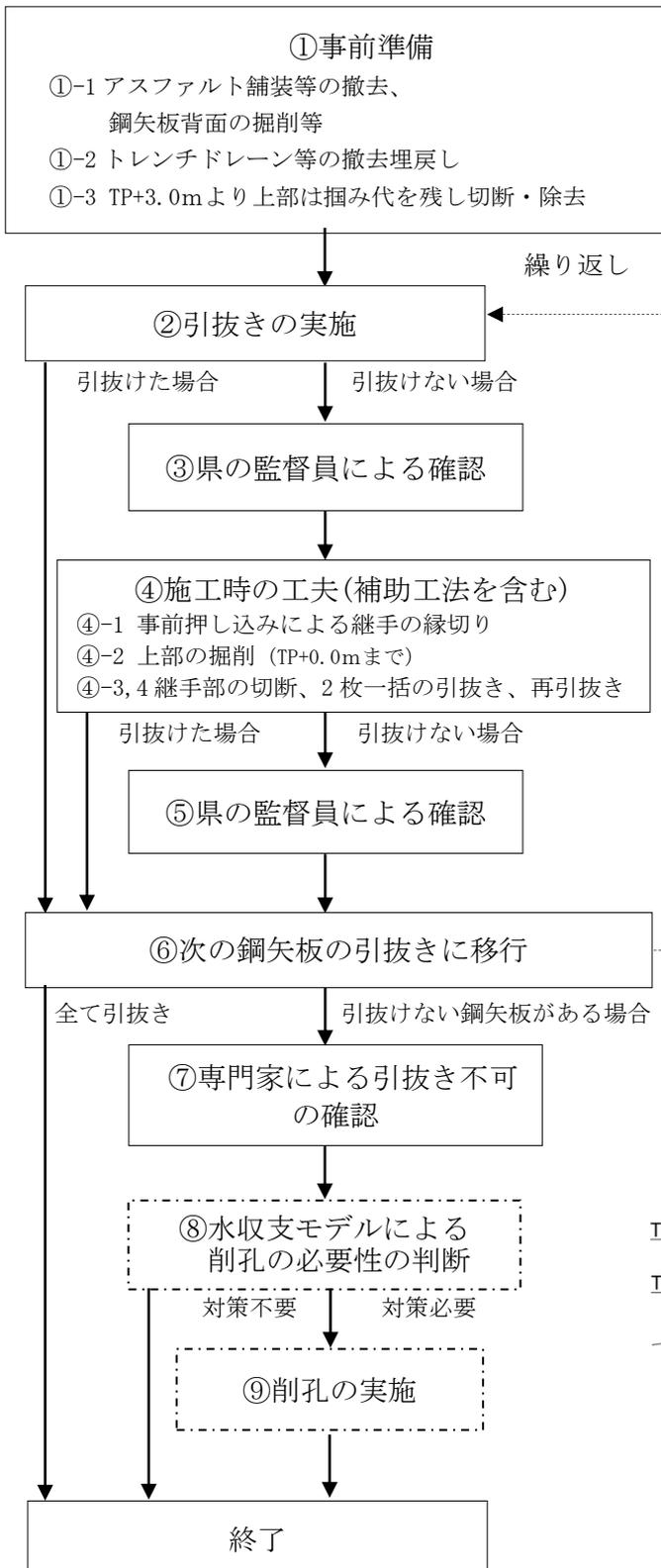


図1 引抜き・削孔併用における施工フロー

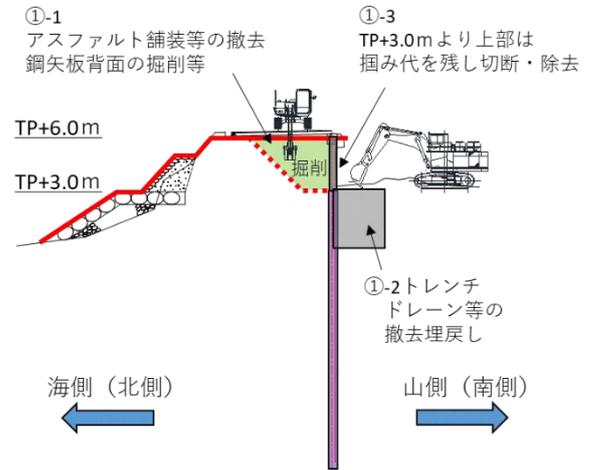


図2 事前準備のイメージ

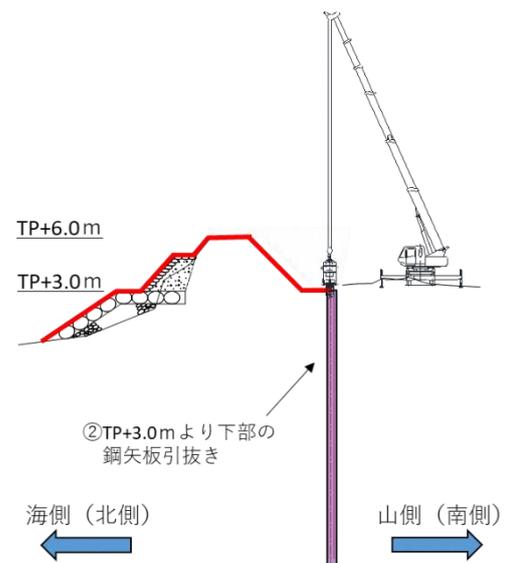


図3 引抜き時のイメージ

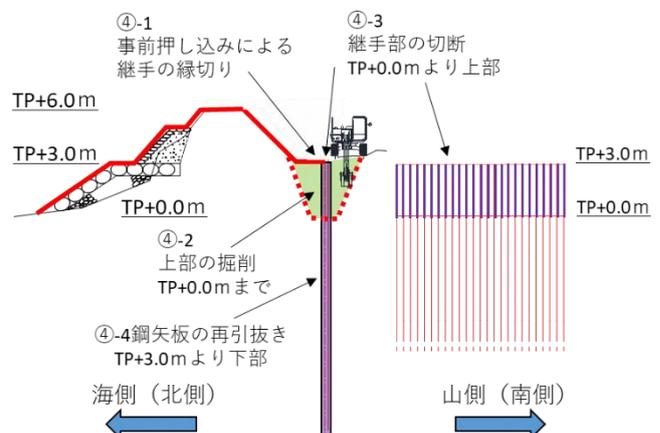


図4 施工時の工夫(補助工法を含む)のイメージ

## 5. 安全管理

「第Ⅱ期工事等における作業従事者の安全確保ガイドライン（令和3年5月21日改訂）」、「第Ⅱ期工事等における作業従事者の安全確保マニュアル（令和3年5月21日改訂）」及び「豊島廃棄物等処理施設撤去等事業における新型コロナウイルス感染症の拡大防止ならびに感染者発生時の対応（令和3年10月21日改訂）」等の安全確保に関する規定に従い、作業従事者及び周辺住民の健康と安全の確保を行う。

具体的には、安全管理体制を確立するために安全衛生責任者を選任し、月当たり半日以上の安全教育以外に、1日1回の危険予知活動を行う。また新規入場者が生じた場合には、その都度、新規入場者教育を行い、安全管理に努める。

アルコール消毒やマスクの着用等、新型コロナウイルス感染症対策を行う。また、処分地内で業務にあたる他の工事の受注業者や元請業者と下請業者の接触を避ける措置として休憩所を分離するなど、グループ分けを行い、グループを超えた接触を抑制する。

## 6. 緊急時の体制及び対応

緊急時には、事業者は直ちに県及び関係機関に連絡する。

なお、連絡を受けた県は、「異常時・緊急時等対応マニュアル（令和2年8月28日改訂）」に基づき、これまでと同様、委員や豊島住民会議等の関係者に連絡を行う。

## 7. 環境保全対策

「第Ⅱ期工事等における解体撤去時における環境保全対策ガイドライン（令和3年3月25日策定）」及び「第Ⅱ期工事等における解体撤去時における環境保全対策マニュアル（令和3年5月21日改訂）」に従い行う。

## 8. 廃棄物への対応と対策

施設撤去廃棄物等の分別・保管及び搬出にあたっては、「第Ⅱ期工事等における設備等の解体・分別及び施設撤去廃棄物等の分別の確認と払出し・処理委託ガイドライン（令和3年3月25日策定）」、「第Ⅱ期工事等における設備等の解体・分別マニュアル（令和3年3月25日策定）」及び「第Ⅱ期工事等における施設撤去廃棄物等の分別の確認と払出し・処理委託マニュアル（令和3年3月25日策定）」等の解体・分別に関する規定に従い、実施する。また、輸送にあたっては、「豊島の島内道路を活用した廃棄物等の輸送・運搬に関するマニュアル（令和3年3月25日策定）」及び「第Ⅱ期工事等における施設の解体撤去物等の海上輸送マニュアル（令和3年9月26日策定）」の規定に従い、実施する。

撤去する構造物の解体・分別は、建設リサイクル法に従い、表3の対象ごとに秤量し、記録を残す。処分先は再資源化施設等とし、再生利用を図る。

トレンチドレーン砕石及び路盤材については、汚染状態を確認するため、搬出前に土壤汚染対策法に基づき900m<sup>3</sup>ごとに溶出量試験及び含有量試験を行う。

表3 建設副産物の分類

建設副産物の種類	
特定建設資材廃棄物	コンクリート塊
	アスファルト・コンクリート塊
建設廃棄物	金属類
	廃プラスチック類
	砕石

9. 現場作業環境の整備

現場作業環境の整備を促進するため、見やすい表示板・標識・看板を設置することや工事施工中は、資材・工具・機械・廃材などが風等で飛散することがないように作業終了時及び定期的に工事区域内を整理整頓しながら工事施工を行う。また、現場内にごみ箱・吸い殻入等を設置し、当該対象物が散乱しないようにするなどを行う。

10. 環境負荷項目の計測と集計方法

「今後の豊島廃棄物等処理関連施設の撤去等に関する基本計画（令和3年3月25日策定）」の環境負荷の計測に関する規定に従い、実施する。

表4の項目・数値等を解体撤去の作業別に分けて集計する。

表4 環境負荷の計測項目の概要

種別	項目		単位	備考
投入	電力		kWh	
	燃料	液体燃料	L	種別ごとに分けて記載
排出	廃棄物	施設撤去廃棄物等	t	分別基準に従い、分けて記載
	排気		t	重機等排ガスのCO <sub>2</sub> 排出量を記載
	有価物		t	種別ごとに分けて記載

11. 情報の収集・整理及び公開

「第Ⅱ期工事等における情報の収集、整理及び公開マニュアル（令和3年3月25日策定）」に従い、実施する。

⑨遮水機能の解除関連工事並びに②遮水壁近傍地下水の  
集水・貯留・送水施設の撤去工事の撤去工事に関する

# 実施計画書(案)

令和3年11月

株式会社 田中海事

## 目 次

1	工事の基本方針	.....	1
2	工事概要	.....	2
3	工事工程表	.....	3
4	施工方法	.....	4
5	安全管理	.....	9
6	緊急時の体制及び対応	.....	12
7	環境保全対策	.....	13
8	廃棄物への対応と対策	.....	14
9	現場作業環境の整備	.....	15
10	環境負荷項目の計測と集計方法	.....	16
11	情報の収集・整理及び公開	.....	17

## 1 工事の基本方針

本工事は、豊島廃棄物等処理事業の共通理念である先端技術を活用し「共創」の理念で実施するため、これまでの豊島廃棄物等処理事業における姿勢を踏襲し、以下に示す「今後の豊島廃棄物等処理関連施設の撤去等に関する基本方針(令和2年11月3日策定)」に従い実施するものとする。

### 1. 地域住民の安全・安心・健康への配慮と周辺環境の保全

事業遂行に当たっては地域住民の安全・安心・健康へ配慮し、コロナウイルスの感染予防や島内運搬時の交通安全等に万全を期す。

また、撤去等の作業によって生じる排気、排水、騒音、振動、悪臭及び廃棄物等による影響に加え、海水の濁り等を防止・抑制するための措置を講ずるとともに、周辺環境の調査を実施することなどにより、その保全を図る。

### 2. 撤去等の作業従事者の安全及び健康の確保

撤去等における作業環境の整備や撤去等に伴う粉じん等の発生抑制・飛散防止を図るとともに、その状況の測定・確認や作業環境測定等に基づき、適切な保護具や作業方法等を選定し、撤去等の作業従事者の安全及び健康の確保に万全を期す。

### 3. 撤去等の工程全体におけるBAT (Best Available Techniques) の適用

撤去等の工程全体にBATを適用し、実施可能な最善の技術・手法・体制等を採用する。

### 4. 施設の解体に先立つ清掃・洗浄の徹底

解体に先立って対象物の十分な清掃・洗浄を実施し、解体撤去における周辺環境の保全や作業従事者の安全等並びに施設撤去廃棄物等（施設の解体撤去に伴い発生した廃棄物や有価物をいう）の有効利用に資する。

### 5. 施設撤去廃棄物等の有効利用の実現

施設撤去廃棄物等については、資源化を原則とし、現場で分別したうえで有効利用を図る。

### 6. 関係者の意向の聴取と的確・迅速な情報共有の実現

的確・迅速な情報の提供を行い、関係者とのコミュニケーションを通じてより一層の理解と信頼を得る。

## 2 工事概要

⑨遮水機能の解除関連工事並びに②遮水壁近傍地下水の集水・貯留・送水施設の撤去工事については、「令和3年度に実施する撤去工事等に関する基本計画書(案)の概要(その3)(㊦第12回Ⅱ/4)」で審議・了承されたとおり、一括して施工する。

工 事 名 ⑨遮水機能の解除関連工事並びに②遮水壁近傍地下水の集水・貯留・送水施設の撤去工事の撤去工事

工事場所 小豆郡土庄町豊島

工 期 自 令和3年11月4日

至 令和4年3月28日

発 注 者 香川県環境森林部廃棄物対策課 TEL 087-832-3225

受 注 者 株式会社 田中海事 TEL 0879-68-2231

工事内容	遮水機能の解除及びトレンチドレーン等撤去工事	1	式
	遮水機能の解除(鋼矢板引抜き)	1	式
	トレンチドレーン砕石撤去	2,020	m <sup>3</sup>
	北揚水井撤去	3	基

表 撤去対象物及び工事に伴う廃棄物と数量

施設番号	撤去対象物	概算重量	発生する廃棄物
②-1	トレンチドレーン	3,200 t	砕石
②-2	北揚水井	40 t	コンクリート塊
⑨	遮水壁鋼矢板、新設鋼矢板※	1,160 t	金属類
	擁壁、笠コンクリート及び水路	670 t	コンクリート塊
	アスファルト舗装	200 t	アスファルト・コンクリート塊

※最長で15mの鋼矢板が発生。ダンプトラック等への積載時に小割が必要なものについては、処分地からの搬出までに切断する。

上記の廃棄物以外に遮水機能の解除工事に伴い発生する残土は、処分地内に仮置きし、整地等で再利用する。

### 3 工事工程表

春川県小豆郡土庄町豊島唐櫃2526番地の1

株式会社田中海事

受注者 住所

商号又は名称

代表者氏名

代表取締役 田中友明

工事番号

工事名 豊島廃棄物等処理施設撤去等事業 遮水機能の解除及びトレンチドレーン等撤去工事

工期 自令和3年11月4日 至 令和4年3月28日

工種	種別 (細別)	数量	単位	金額	着工日	完了日	日標準 作業量	進捗率 (%)	11月	12月	1月	2月	3月	月	月	月	月	月	備考		
									10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20		10 20	10 20
工 程 計 画 実 績 表	実施計画書等の作成等	1	式		11/4	11/26			■												
	資機材の搬入・準備等	1	式		11/29	12/10			■												
	構造物撤去工	アスファルト舗装等	1	式		12/10	1/15			■											
		トレンチドレーン	1	式		12/20	3/10			■			■								
		送水管	1	式		1/6	2/5				■										
		北揚水井	1	式		1/25	2/25				■										
		遮水鋼矢板及び新設鋼矢板	1	式		1/15	3/5				■										
	運搬処理工	分別・保管・搬出	1	式		12/10	3/10			■											
	作業土工		1	式		12/25	2/28			■											
	片付け工												■								
計																					
特記事項																					
								工事総合工程表 総合進捗率													
								予 定		1.2%		30.0%		55.0%		93.0%		100.0%			
								実 績												監督員 確認印	

※実施スケジュールは、通常の工法で遮水鋼矢板等が引抜ける場合を想定したものであり、後段の施工方法で示す、施工時の工夫が必要となった場合等については、施工期間を延長することがある。

## 4 施工方法

### 1. 施工基本方針

- 1) 遮水機能の解除関連工事並びに遮水壁近傍地下水の集水・貯留・送水施設の撤去工事については、「遮水機能の解除工事に係るガイドライン（令和3年8月19日策定）、遮水機能の解除工事マニュアル（令和3年8月19日策定）」に基づき遮水壁（既設鋼矢板及び新設鋼矢板）の引抜きを実施するとともに、「今後の豊島廃棄物等処理関連施設の撤去等に関する基本方針（令和2年11月3日策定）」及び「今後の豊島廃棄物等処理関連施設の撤去等に関する基本計画（令和3年3月25日策定）」に従い、トレンチドレーン砕石の撤去等の関連する工事を行う。
- 2) 発生する砕石、コンクリート塊及び金属類等は、「第Ⅱ期工事等における設備等の解体・分別マニュアル（令和3年9月26日策定）」に従って適切に分別保管し、「第Ⅱ期工事等における施設の解体撤去物等の海上輸送マニュアル（令和3年9月26日策定）」に基づき、豊島専用栈橋からガット船等にて島外搬出し、産業廃棄物処理業者に処理委託し原則として有効利用する。なお、搬出量が少量であって、搬出時期・処分先の違いによって他工事との調整がつかない場合には、「豊島の島内道路を活用した廃棄物等の輸送・運搬に関するマニュアル（令和3年3月25日策定）」に基づき、豊島の島内道路を使用して家浦港からフェリーにて島外へ搬出を行うこともある。  
また、トレンチドレーン砕石の搬出にあたりベルトコンベアを使用する際には、「汚染土壌搬出設備（ベルトコンベア）運転・維持管理マニュアル（平成26年3月23日策定）」に基づき、使用するものとする。
- 3) 作業時の排水については、「豊島廃棄物等処理施設撤去等事業豊島処分地の水管理マニュアル（令和3年10月28日策定）」に基づき、処分地内の浸透池等に導水し、地下水の浄化に活用する。
- 4) 本工事の施工にあたっては、関係法規等を遵守し、また、設計図書及び土木工事共通仕様書、特記仕様書、工事施工規定及び契約書に基づき工事を施工する。
- 5) 設計図書において、施工上明瞭でない箇所または、疑義を生じた場合は、監督員と打ち合わせの上指示により施工する。
- 6) 工事施工にあたり、工事の目的及び趣旨を深く理解し、工事完成後その目的機能が十分に達せられるように施工する。

なお、専門家による引抜き不可の確認（⑦）を受けた鋼矢板については、県により、水収支モデルを用いて地下水位の上昇や地下水浄化の視点からの確認・検討を行ったうえで、撤去検討会で審議を行い（⑧）、削孔による遮水機能の解除を行う必要が認められた場合には、別途、削孔による遮水機能の解除工事の基本計画書及び実施計画書の審議を行う。

【全体施工フロー】

遮水機能の解除工事に係る施工手順は以下のとおりであり、そのうち⑧については、県は水収支モデルを用いて地下水位の上昇や地下水浄化の視点からの確認・検討を行ったうえで、撤去検討会で審議する。また、工事の完了については、撤去検討会委員あるいは技術アドバイザーによる現地での視察・確認を受け、了承されたことをもって完了とする。その際、豊島住民会議も同行する。

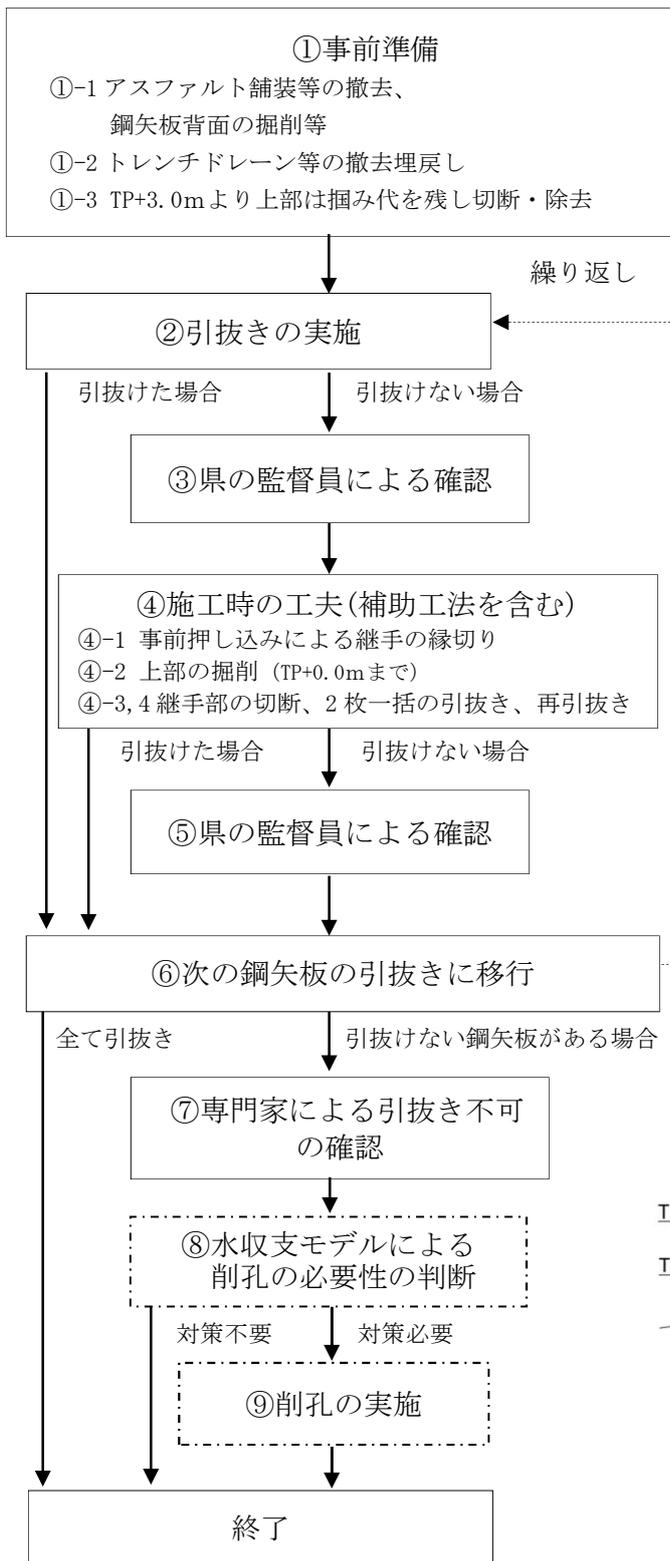


図1 引抜き・削孔併用における施工フロー

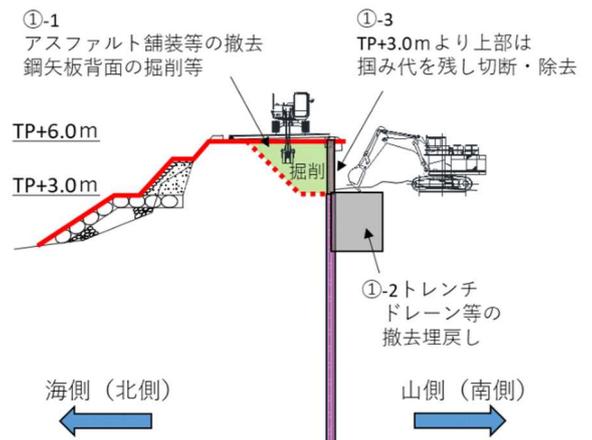


図2 事前準備のイメージ

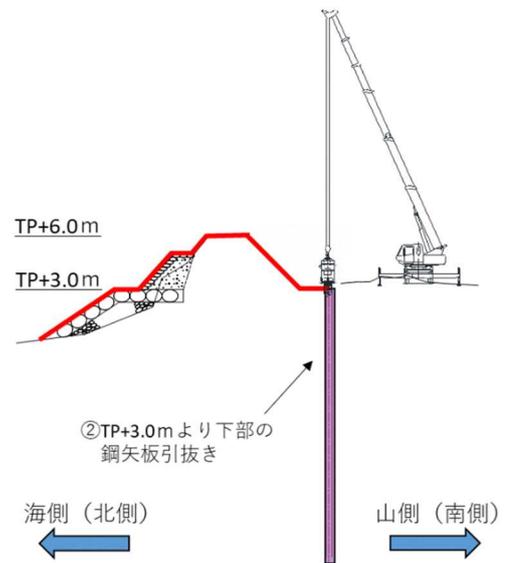


図3 引抜き時のイメージ

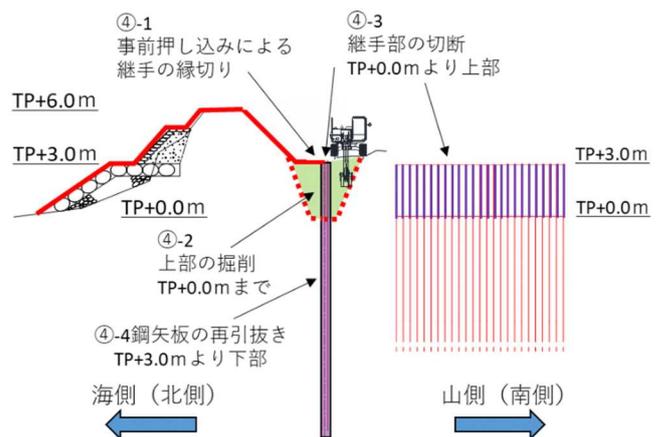


図4 施工時の工夫(補助工法を含む)のイメージ

[施工手順]

① 事前準備

事前準備のイメージを図2に示す。施工基面を処分地側と同じTP+3.0m程度に揃えるため、北海岸土堰堤上部のアスファルト舗装等を撤去し、遮水壁背面を掘削する(①-1)。また、引抜き工事の実施に支障となる北揚水井やトレンチドレーン等を事前に撤去する(①-2)。

その上で、引抜きに必要なチャック長(掴み代)を残して、遮水壁等を切断する(①-3)。

なお、遮水壁東端部には貯留トレンチ、西端部の近傍には民有地があることから、遮水壁背面の掘削時に影響を受けないように、必要に応じて処分地側を盛土・整形するなど施工性及び安全性に配慮して、施工基面を遮水壁北側の高さに揃えるなどの事前準備を行う。

② 引抜きの実施

油圧式バイブロハンマ(出力235kW、起振力473KN以上)を用いて、東西両端部から引抜きを実施する。鋼矢板引抜き時のイメージを図3に示す。なお、引抜きの開始には、県の監督員及び撤去検討会委員の専門家が立会し、その際の指導・助言も踏まえてその後の引抜きを行う。

鋼矢板の引抜きにあたり、バイブロハンマとフックを補助ワイヤーでつなぎ、外れ防止措置をとるとともに、作業指揮者が周辺の確認を行い、合図で引抜きを開始するなど、作業の安全性の確保を図る。また、鋼矢板への悪影響(過度な力を加えることによる歪みや亀裂・破断等)の防止のため、次の留意事項に従い引抜きを実施するものとする。

鋼矢板引抜き時の留意事項(図5参照)

- (1) 引抜部の鋼矢板耐力以下の引抜き力とすること。
- (2) 鋼矢板引抜き時には実績引抜き力を測定・記録(別紙)し、以降の引抜き力を推定すること。また、鋼矢板に必要な以上の引抜き力がかからないように施工すること。

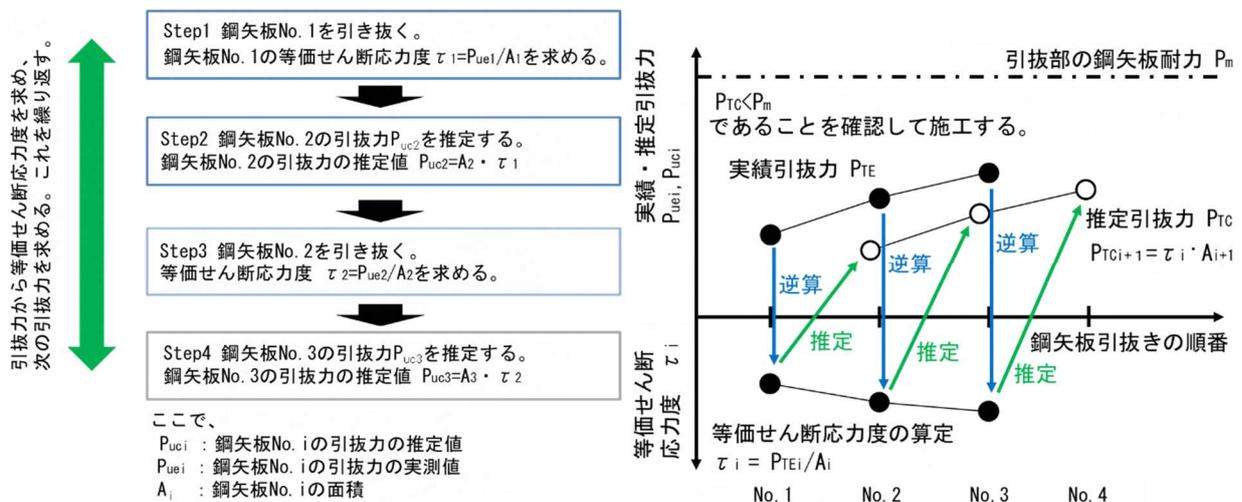


図5 引抜き力の推定方法

### ③ 県の監督員による確認

東西端部の鋼矢板の引抜き着手前に、現地にて県の監督員と作業手順や記録様式の記載方法について再確認を行ったうえで引抜き作業を開始する。

鋼矢板が引抜けられない場合、県の監督員に速やかに報告し、引抜き記録を提示のうえ、鋼矢板が破断しない範囲での最大引抜き力<sup>※1</sup>を加えても鋼矢板が引き上がらないことを原則、県の監督員の目視観察<sup>※2</sup>を受け、施工時の工夫(補助工法を含む)に移る判断を仰ぐ。

※1 施工機械の最大出力未満とする。

※2 現地臨場または遠隔臨場に対応する。

### ④ 施工時の工夫(補助工法を含む)

引抜きが困難な場合の対策として、まずは事前押し込みによる継手の縁切り(④-1)を行う。それでも引抜けられない場合はバックホウにより容易に掘削可能な範囲(施工基面から概ね3m程度)を掘削し(④-2)、土圧の軽減を図ったうえで、再度、引抜きを実施する。それでも引抜けられない場合は鋼矢板の露出部の継手部を切断(④-3)し再度、引抜き(④-4)を実施する。

具体的には、掘削は引抜き済み側から行き、TP+0.0m付近まで掘削する(④-2)。切断は掘削により露出した隣接する鋼矢板との継手部を切断する(④-3)。

また、継手部の抵抗が大きく、2枚同時に引き上がる場合にあつて、鋼矢板に歪みが生じることなく、引き抜ける場合は継続して引抜きを行い、そうでない場合は、アタッチメントを取替えて2枚同時引抜きを行う。施工時の工夫(補助工法を含む)のイメージを図4に示す。

### ⑤ 県の監督員による確認

施工時の工夫を行ったうえでも引抜けられない場合、県の監督員に速やかに報告し、引抜き記録を提示のうえ、再度、鋼矢板が破断しない範囲での最大引抜き力を加える。この状態で10分継続しても鋼矢板が引き上がらないことを原則、県の監督員の目視観察を受け、引抜き不可の判断を仰ぐ。この状況は映像で記録を残す。

以上の対応によっても引抜き不可となった鋼矢板はそのまま残し、次の鋼矢板の引抜きに移行する。

### ⑥ 次の鋼矢板の引抜きに移行

引抜き不可の場合、隣接する鋼矢板の引抜きに移行するが、この際には両端部が継手で接合されているが、そのまま対応する。なお、次の鋼矢板の引抜きにあたっては、状況に応じて施工時の工夫を行ったうえで実施するなど、それまでの引抜き状況に応じて県の監督員に実施方法を提案する。

当該鋼矢板が引抜けた場合、再度、手前の引抜き不可の鋼矢板の引抜きを試みる。これによっても引抜き不可の鋼矢板は存置する。再引き抜き等の状況は映像で記録する。

東西両端部から引抜きを実施し、全ての鋼矢板に対して以上の対応を実施する。

⑦ 専門家による引抜き不可の確認

上記の対応後に引抜き不可の鋼矢板が生じた場合、県の監督員に資料等を提出する。県の監督員は専門家に提示のうえ、専門家はその状況を映像及び数値データ等により確認を受ける。県の監督員から引抜き不可の再確認の指示を受けた場合は協力する。

なお、上述した映像及び数値データ等は県と協議のうえ豊島住民会議とも共有し、また専門家の現地確認は豊島住民会議の同行のうえで実施する。

## 5 安全管理

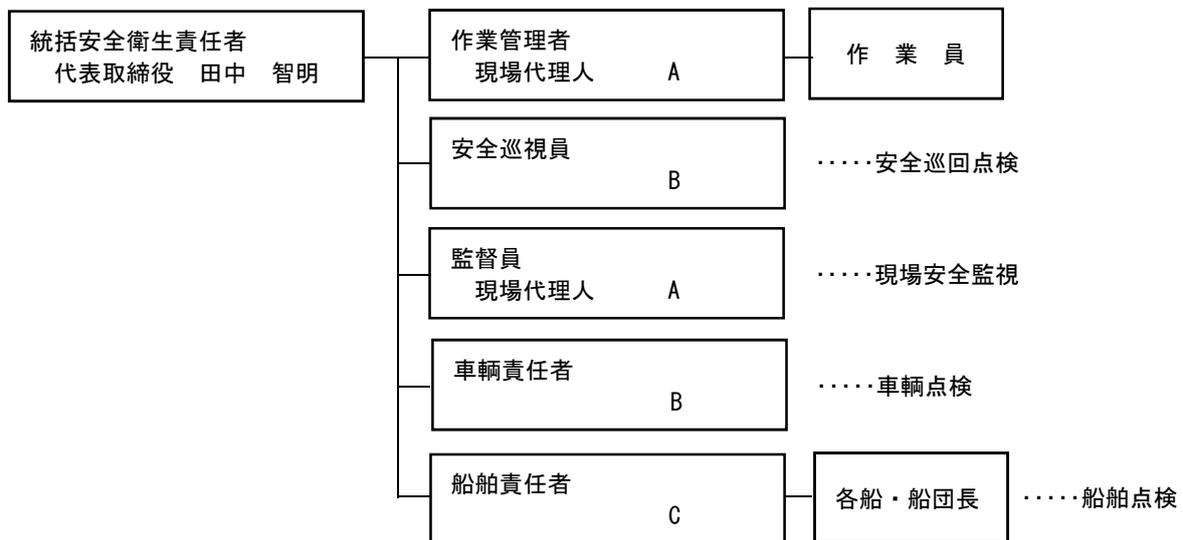
第Ⅱ期工事等における作業従事者の安全確保ガイドライン(令和3年5月21日改訂)、「第Ⅱ期工事等における作業従事者の安全確保マニュアル(令和3年5月21日改訂)」及び「豊島廃棄物等処理施設撤去等事業における新型コロナウイルス感染症の拡大防止ならびに感染者発生時の対応(令和3年10月21日改定)」等の安全確保に関する規定に従い、作業従事者及び周辺住民の健康と安全の確保を行う。

また、⑨遮水機能の解除関連工事並びに②遮水壁近傍地下水の集水・貯留・送水施設の撤去工事の撤去工事において、無事故・無災害を達成することを目的として、労働安全衛生法等その他関連法規に基づき、施工時の安全管理を行う。

作業従事者の心がまえとして、安全は行動による実績及び結果の確認によってはじめて目的を達成するものであることを意識し、この趣旨を十分理解し、作業実施に際しては安全第一を念頭に置き、いかなる些細な作業においても、作業手順に反することのないように作業に取り組む。また、作業実施に当たっては、この実施計画書に基づき実行し、安全対策の取り組み状況等の結果を確認し、次の作業時に活かすなど、本工事を行うにあたり作業員が一致団結し、全工期無事故・無災害の目標達成のために努力する。

### 1. 安全管理組織

工事期間中は、現場内での労働災害並びに交通事故等の発生を防止するため、以下のような安全管理組織を設ける。



### 2. 安全巡視員

工事期間中には安全巡視員を配置し、安全に関する巡視点検・進路調整等の工事区域全般に対して連絡を行い、安全確保に努める。

安全巡視員は作業終了後に現場内を見回り、記録する。

### 3. 第三者の事故防止

工事区域への侵入に対して、第三者及び一般通行車両が分かるように工事看板を掲げて十分な注意喚起を行うとともに侵入があった場合には直ちに対応する。

### 4. 新規入場者教育の実施

新規に入場する作業員が生ずる度、入場者教育を実施する。その目的は新しい現場で作業する作業員が作業場の環境や従事する仕事の内容・方法等に関して、正しい安全衛生等に関する知識・能力を持ってもらうことにある。

### 5. 朝礼・危険予知活動の実施

毎日作業開始前に職長及び作業員と共に、作業打ち合わせの伝達と作業手順等の指示徹底を行い、労働災害の防止について意識の高揚を図る。

朝礼終了後に、各作業別に危険予知活動を行い当日の危険箇所・危険作業について確認をする。

### 6. 安全教育の実施

本工事の施工に際して、現場に必要な安全対応や訓練等を作業員全員の参加によって月当り半日以上で、次の項目から選択して行い報告する。

- ・安全活動のビデオ等による視覚資料による教育
- ・本工事の内容の周知徹底(工事概要)
- ・本工事現場において予想される事故対策(月別安全・工程計画)
- ・一時的な水害対策に関すること。
- ・安全に関する基本的事項に関すること。
- ・交通災害防止に関すること。(ドライバーの危険予測チェックなど)
- ・重機災害防止に関すること。(用途外使用による事故など)
- ・飛来落下災害防止に関すること。(足場組立の施工手順の確認など)

### 7. 新型コロナウイルス感染症への対策

アルコール消毒やマスクの着用等、「豊島廃棄物等処理施設撤去等事業における新型コロナウイルス感染症の拡大防止ならびに感染者発生時の対応(令和3年10月21日改定)」に則り対応し、作業従事者及び周辺住民の健康と安全の確保を行う。

また、処分地内で業務にあたる他の工事の受注業者や元請業者と下請業者の接触を避ける措置として休憩所を分離するなど、グループ分けを行い、グループを超えた接触を抑制する。

8. 有資格者及び作業主任者一覧

重機の使用等の本工事の実施にあたり必要となる有資格者及び作業主任者を以下に示す。

有資格者一覧

有資格者	資格名	会社名
A	車両系建設機械運転者	(株)田中海事
B	車両系建設機械運転者	(株)田中海事
B	移動式クレーン運転者	(株)田中海事
A	小型移動式クレーン運転者	(株)田中海事
A	締固め機械の運転者	(株)田中海事
B	玉掛け作業者	(株)田中海事
B	ガス溶接作業者	(株)田中海事

作業主任者一覧

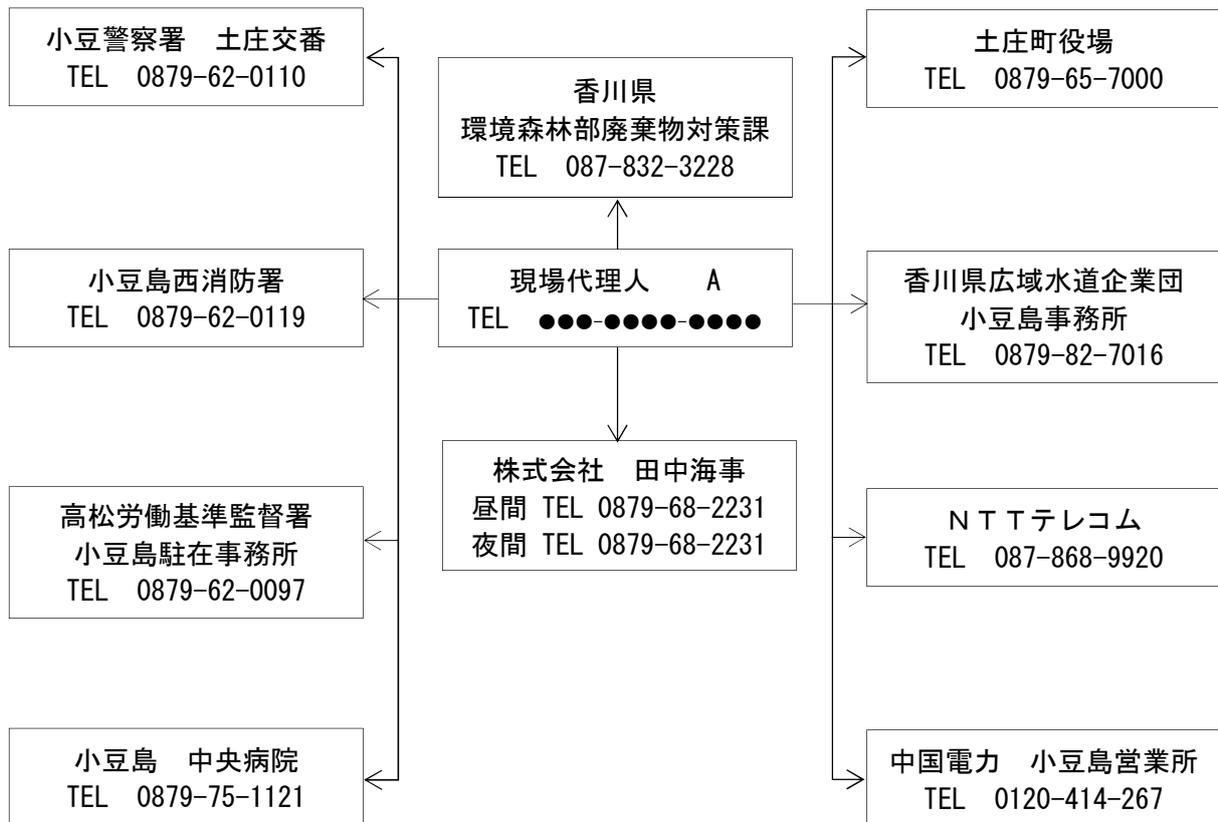
有資格者	資格名	会社名
A	地山掘削作業主任者(2m以上)	(株)田中海事

## 6 緊急時の体制及び対応

緊急時には以下の図に示すように、事業者は直ちに県及び関係機関に連絡する。

なお、連絡を受けた県は、「異常時・緊急時等対応マニュアル(令和2年8月28日改訂)」に基づき、これまでと同様、委員や豊島住民会議等の関係者に連絡を行う。

緊急時の連絡系統



休日・夜間連絡先

緊急時出動可能人員

緊急時出動可能機械

主要資材備蓄

現場代理人 A TEL ●●●-●●●●-●●●●

社員 3名

0.1m<sup>3</sup>級バックホウ 1台、2t ダンプカー

土のう袋 200袋、ブルーシート 5枚、番線 20kg

## 7 環境保全対策

Ⅲ. 3 「第Ⅱ期工事等における解体撤去時における環境保全対策ガイドライン(令和3年3月25日策定)」及びⅢ. 3-1 「第Ⅱ期工事等における解体撤去時における環境保全対策マニュアル(令和3年5月21日改訂)」に従う。

本工事に伴って発生する振動・騒音をできるかぎり防止し、工事周辺環境の保全と円滑な工事の実施に努める。

### 作業員の行動等に対して

- 1) 場内の整理整頓に努め、ごみ箱等を設置し場内で発生するごみの散乱を防ぐ。
- 2) 不必要な車の運転や運搬車の段取り待ちをできる限り少なくするよう努め、また、アイドリングストップ運動を励行する。

### 騒音・振動対策

- 1) 工事施工中は、重機その他の車輛による騒音、振動を極力抑えるよう努める。
- 2) 工事の円滑化を図るとともに、現場管理等に留意し、不必要な騒音・振動を発生させないよう努める。
- 3) 運搬の計画にあたっては、交通安全に留意するとともに、運搬に伴って発生する騒音、振動、その他について配慮する。

### 水質汚濁対策

- 1) 重機の油漏れを確認するなど、降雨時の表流水の汚染等のないように、重機オペレーター並びに作業員に点検等の指導を徹底する。

### 防塵対策

- 1) 資材搬入等の工事作業所出入り口及び運搬経路は、土埃等の発生源となるため、必要に応じて散水や道路清掃を行い、近隣に粉じん等の被害が出ないようにする。
- 2) 工事車両等の通行により、町管理道路等、運搬経路が汚れた場合は、速やかに清掃する。

## 8 廃棄物への対応と対策

1) 「第Ⅱ期工事等における設備等の解体・分別及び施設撤去廃棄物等の分別の確認と払出し・処理委託ガイドライン(令和3年3月25日策定)」、「第Ⅱ期工事等における設備等の解体・分別マニュアル(令和3年3月25日策定)」及び「第Ⅱ期工事等における施設撤去廃棄物等の分別の確認と払出し・処理委託マニュアル(令和3年3月25日策定)」等の解体・分別に関する規定に従う。また、輸送にあたっては、「豊島の島内道路を活用した廃棄物等の輸送・運搬に関するマニュアル(令和3年3月25日策定)」及び「第Ⅱ期工事等における施設の解体撤去物等の海上輸送マニュアル(令和3年9月26日策定)」の規定に従い、実施する。

撤去する構造物の解体・分別は、建設リサイクル法に従い、下記の対象ごとに秤量し、記録を残す。

トレンチドレーン砕石及び路盤材については、汚染状態を確認するため、搬出前に土壌汚染対策法に基づき900m<sup>3</sup>ごとに溶出量試験及び含有量試験を行う。

表 建設副産物の分類

建設副産物の種類	
特定建設資材廃棄物	コンクリート塊
	アスファルト・コンクリート塊
建設廃棄物	金属類
	廃プラスチック類
	砕石

2) 現場内で発生するごみは、分別用のごみ箱を設置し適切な処置を行う。

3) その他、一般のごみについては公共(自治体等)の処理・分別方法に従って対応する。

## 9 現場作業環境の整備

現場作業環境の整備を促進するため、工事現場のイメージアップとして次の項目について実施する。設置期間は工事開始から完了までとする。

### 工事中の作業区域内環境の整備

- 1) 現場関係者のために位置を表示する案内看板を設置する。
- 2) 工事区域内の現場関係者以外の立入りを禁止するため、見やすい表示板・標識・看板の設置及び、バリケード・照明設備等の設置を行う。なお、使用する資材については、交通安全及び現場の美装化等を考慮しその選定を行う。
- 3) 工事施工中は、資材・工具・機械・廃材などが風等で飛散し、歩行者や車両の安全に影響を与えないように作業開始時及び終了時並びに定期的に工事区域内を整理整頓する。
- 4) 工事現場においては、第三者に不快感を与えるような作業環境及び服装・言動・態度のないように常に配慮する。
- 5) 工事現場の重機・機械・工具類は、毎日作業終了後定められた位置（物置小屋等）に整頓する。
- 6) 工事資材は、一時仮置場所・保管場所を定め種類・サイズ別に整理整頓し、使用に備える。

### 衛生環境の整備

- 1) 工事現場にはごみ箱・吸い殻入れを設置し、当該対象物が散乱しないようにする。
- 2) 工事事務所・休憩所やトイレ前には消毒液を設置するなど、コロナ対策を踏まえた衛生面の環境に留意する。

### 工事現場内の環境整備

- 1) 作業場所、資材置場等の資機材は適宜整理し、整頓に努める。
- 2) 工事区間は分かりやすい工事標識等を設置することにより、見学者及び第三者に注意を促す。

## 10 環境負荷項目の計測と集計方法

「今後の豊島廃棄物等処理関連施設の撤去等に関する基本計画(令和3年3月25日策定)」に従い、下表の項目に分けて集計する。

表 環境負荷の計測項目の概要

種別	項目		単位	備考
投入	電力		kWh	
	燃料	液体燃料	L	種別ごとに分けて記載
排出	廃棄物	施設撤去廃棄物等	t	分別基準に従い、分けて記載
	排気		t	重機等排ガスのCO <sub>2</sub> 排出量を記載
	有価物		t	種別ごとに分けて記載

## 11 情報の収集・整理及び公開

「第Ⅱ期工事等における情報の収集、整理及び公開マニュアル(令和3年3月25日策定)」に従い、次のとおり行う。

### 1 撤去等の作業状況の記録・保管・確認方法

1. 撤去等の作業状況について、文書や写真等による記録を残すこととし、その保存期間は5年とする。
2. 撤去等の作業着手前の現況写真、作業中の工程写真及び進捗写真、作業完了後の竣工写真を撮影することとする。
3. 払出し・処理委託先の処理状況等についても必要に応じて確認し、保管・活用することとする。

### 2 情報公開の範囲

1. 豊島廃棄物等処理関連施設の撤去等に関し、原則として下記に示す情報を公開することとする。
  - (1) 撤去等の工程に関する情報
  - (2) 施設の撤去等に係る環境計測に関する情報
  - (3) 検討会等に関する情報
  - (4) その他必要と思われる事態が生じた場合における必要情報

### 3 情報公開の手法等

1. 各種情報の公開は、インターネットのホームページを用いることを基本とし、関係者との定期的な会議等も活用することとする。
2. 関係者との意見聴取・立会い等を通じたコミュニケーションの実施により、より一層の理解と信頼を得ることとする。

鋼矢板引抜き記録の様式<sup>※1</sup>

引抜日：令和 年 月 日

工事名称：⑨遮水機能の解除関連工事並びに②遮水壁近傍地下水の集水・貯留・送水施設の撤去工事

施工方法：バイプロハンマ工法（油圧式）

工事場所：豊島処分地

記録者：

鋼矢板番号		打込み機械	型式	
鋼矢板規格	IV型（有効幅 400 mm）		出力	(kW)
鋼矢板長	(m)	バイプロハ	偏心モーメント	(N・m)
打込み長	(m)	ンマの規格	振動周波数	(Hz)
推定引抜力( $P_{TCi}$ )	(kN)	引抜部の鋼矢板耐力( $P_{mi}$ )		(kN)
実績引抜力( $P_{TEi}$ )	(kN)	等価せん断応力度( $\tau_{i} = P_{TEi}/A_i$ )		(kN/m <sup>2</sup> )

深度 (m)	時刻 (h:m:s)	引抜き累 計時間 (m:s)	単位当 り時間 (m:s)	引抜き 速度 (cm/s)	電流 (A)	電圧 (V)	出力 (kW)	備考
起動 <sup>※2</sup>								
1.0								
2.0								
3.0								
4.0								
...								

※1 バイプロハンマ設計施工便覧（バイプロハンマ工法技術研究会） 鋼管杭の打込み全長の記録の様式例を準用した。

※2 深度別の記録については、起動時の記録は全枚数、それ以降については10枚につき1枚記録することとする。また、引抜き抵抗力は初期状態（静摩擦時）が最も大きいため、起動時（鋼矢板の動き出しの値）を実績引抜力の算出に用いる。電流や電圧等を変化させた場合は、行を分けて記載する。